

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		終身建物賃貸借認可事業者に対する改善命令
根拠条例・規則等名		高齢者の居住の安定確保に関する法律
条 項		第 6 8 条
所 管 部 課		建設局 建築部 住宅政策課 (電話 : 048 - 829-1520)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	・ 処分基準は、法第 6 8 条の定めによる。
	設定等年月日	平成 13 年 8 月 5 日設定 平成 13 年 8 月 5 日最終改正
備 考		